

(案) 役員選任規程

一般社団法人 日本金融・証券計量・工学学会

(目的)

第1条 一般社団法人日本金融・証券計量・工学学会役員を選任については、定款第24条の項目のほか、この規程による。

(新理事の選任)

第2条 被選会長は、新理事候補者一覧を代議員会（社員総会）までに作成する。

2 新理事は、代議員会の決議によって選任される。

3 新理事は、選任後初回の理事会において、被選会長を新会長として選定する。

(新副会長の選任)

第3条 被選会長は、代議員会で選任された理事の中から副会長候補を2名以内を指名することができる。

2 新理事は、選任後初回の理事会において、前項で指名された副会長候補を新副会長として選任する。

(理事・副会長の職務)

第4条 理事は会長、副会長とともに定款細則第2条に規定する会務を執行する。理事は次の会務の分担をする。庶務、会計、渉外、広報、会誌編集、大会開催、研究報告会のプログラム編成、その他代議員会で必要とされた事務。

2 副会長は代議員会に出席し、会長を補佐する。

(新監事の選任)

第5条 新監事は、会長、副会長、理事以外の個人正会員から代議員会の決議によって選任される。

以上